

ると認めて法第四条第九項の内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該構造改革特別区域満三歳以上限定小規模保育事業は、設備運営基準その他の法令の規定の適用については、設備運営基準第二十七条の小規模保育事業B型又は小規模保育事業C型に含まれるものとする。

2 前項の場合における設備運営基準の適用については、設備運営基準第二十七条中「小規模保育事業B型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」とあるのは「小規模保育事業B型」と、「小規模保育事業C型（満三歳以上限定小規模保育事業を除く。）」とあるのは「小規模保育事業C型」と、第三十一条第二項第三号中「第六条の三十項第二号」とあるのは「第六条の三十項第二号又は第三号」と、第三十五条中「第六条の三十項第一号」とあるのは「第六条の三十項第一号又は第三号」とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この府令は、令和八年四月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○国土交通省告示第三百三十六号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項及び第九十四条の規定に基づき、木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和八年三月三日

国土交通大臣 金子 恭之

木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件及び特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する告示
（木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件の一部改正）

第一条 木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件（平成十二年建設省告示第四百五十二号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの、その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。</p>	<p>建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsは、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和四十九年農林省告示第六百号。以下「枠組壁工法構造用製材等規格」という。）に適合する枠組壁工法構造用製材のうち、寸法型式が一〇四、二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの又は枠組壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法型式が二〇三、二〇四、三〇四、四〇四若しくは二〇四Wのもの、その樹種群、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法型式以外の寸法型式の枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材については、同表に掲げる数値に次の表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。</p>

表一 (略)

JST													JSA													JSM													(略)						
たて枠用たて継ぎ材													たて枠用たて継ぎ材													たて枠用たて継ぎ材													樹種群	区分	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
乙種			甲種				たて枠用たて継ぎ材	乙種			甲種				乙種			甲種				F _c	F _t	F _b	F _s																				
ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級		ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級	ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級																								
一四・七	九・六	一四・七	一七・〇	九・六	一六・六	一六・七	一八・二	一七・〇	一一・一	一七・〇	二〇・三	一一・一	一九・二	二〇・八	二二・八	一四・九	九・八	一四・九	一七・九	九・八	一七・〇	一八・三	二〇・九	一六・九	一一・三	一六・一	二二・五																		
五・四	二・六	五・四	九・七	七・五	一二・九	一三・一	一八・〇	二・六	一・二	二・六	四・六	三・六	六・二	七・五	一一・六	四・一	一・九	四・一	七・四	五・七	九・七	一一・三	一六・九	一一・三	一六・一	二二・五																			
七・三	三・五	七・三	一三・一	一〇・〇	一七・三	一七・六	二四・〇	六・五	三・一	六・五	一一・六	八・九	一五・四	一六・〇	二二・二	六・五	三・一	六・五	一一・八	九・〇	一五・五	一六・一	二二・五	一一・三	一六・一	二二・五																			
一・八							二・四							二・一																															

表一 (略)

JSM													(略)										
たて枠用たて継ぎ材													樹種群	区分	等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)							
たて枠用たて継ぎ材	乙種			甲種				たて枠用たて継ぎ材	乙種			甲種				F _c	F _t	F _b	F _s				
	ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級		ユーティリティ	スタンダード	コンストラクション	三級	二級	一級	特級								
一四・九	九・八	一四・九	一七・九	九・八	一七・〇	一八・三	二〇・九	一四・九	九・八	一四・九	一七・九	九・八	一七・〇	一八・三	二〇・九	一六・九	一一・三	一六・一	二二・五				
四・一	一・九	四・一	七・四	五・七	九・七	一一・三	一六・九	四・一	一・九	四・一	七・四	五・七	九・七	一一・三	一六・九	一一・三	一六・一	二二・五					
六・五	三・一	六・五	一一・八	九・〇	一五・五	一六・一	二二・五	六・五	三・一	六・五	一一・八	九・〇	一五・五	一六・一	二二・五	一一・三	一六・一	二二・五					
二・一							二・一																

表二 (略)

Fb等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			Fs
	Fc	Ft	Fb	
九〇〇Fb	九・六	五・四	一三・二	樹種群に 応じ、枠 組壁工法 構造用製 材及び枠 組壁工法 構造用材 組壁工法 構造用材 組壁工法 構造用材 の基準強 度によ る。
一一〇〇Fb	一二・六	九・〇	一七・四	
一三五〇Fb	一三・八	一一・四	一九・八	
一四五〇Fb	一五・〇	一二・〇	二一・〇	
一五〇〇Fb	一五・六	一三・二	二二・二	
一六五〇Fb	一六・八	一五・〇	二四・〇	
一八〇〇Fb	一八・六	一七・四	二六・四	
一九五〇Fb	一九・八	二〇・四	二八・八	
二一〇〇Fb	二一・六	二三・四	三〇・六	
二二五〇Fb	二二・八	二五・八	三三・〇	
二四〇〇Fb	二四・六	二八・二	三四・八	
二五五〇Fb	二六・四	三〇・〇	三七・二	
二七〇〇Fb	二七・六	三一・二	三九・六	
二八五〇Fb	二九・四	三三・六	四一・四	
三〇〇〇Fb	三〇・六	三四・八	四三・八	
三一五〇Fb	三二・四	三六・六	四五・六	
三三〇〇Fb	三五・四	三八・四	四八・〇	

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材 そのFb等級に
 応じてそれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基
 準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場合
 には一・一五を乗じた数値とすることができる。

MSR等級	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			Fs
	Fc	Ft	Fb	
九〇〇Fb-〇・六E	九・六	五・四	一三・二	樹種群に 応じ、枠 組壁工法 構造用製 材及び枠 組壁工法 構造用材 組壁工法 構造用材 の基準強 度によ る。
九〇〇Fb-一・〇E				
九〇〇Fb-一・二E				
一一〇〇Fb-〇・七E	一二・六	九・〇	一七・四	
一二〇〇Fb-〇・八E				
一二〇〇Fb-一・二E				
一二〇〇Fb-一・五E				
一三五〇Fb-一・二E	一三・八	一一・四	一九・八	
一三五〇Fb-一・三E				
一三五〇Fb-一・八E				
一四五〇Fb-一・二E	一五・〇	一二・〇	二一・〇	
一四五〇Fb-一・三E				
一五〇〇Fb-一・二E	一五・六	一三・二	二二・二	
一五〇〇Fb-一・三E				
一五〇〇Fb-一・四E				
一五〇〇Fb-一・八E				
一六五〇Fb-一・三E	一六・八	一五・〇	二四・〇	
一六五〇Fb-一・四E				
一六五〇Fb-一・五E				
一六五〇Fb-一・八E				
一八〇〇Fb-一・六E	一八・六	一七・四	二六・四	
一八〇〇Fb-二・一E				
一九五〇Fb-一・五E	一九・八	二〇・四	二八・八	
一九五〇Fb-一・七E				
二一〇〇Fb-一・八E	二一・六	二三・四	三〇・六	
二二五〇Fb-一・六E	二二・八	二五・八	三三・〇	
二二五〇Fb-一・九E				

四 枠組壁工法構造用製材等規格に適合するMSR枠組材及びMSRたて継ぎ材 そのMSR
 等級に
 応じてそれ次の表に掲げる数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対す
 る基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材を張る場
 合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

五・六 (略)

二四〇〇Fb1-7E	二四・六	二八・二	三四・八
二四〇〇Fb1-2・0E			
二五五〇Fb1-2・1E	二六・四	三〇・〇	三七・二
二七〇〇Fb1-2・2E	二七・六	三一・二	三九・六
二八五〇Fb1-2・3E	二九・四	三三・六	四一・四
三〇〇〇Fb1-2・4E	三〇・六	三四・八	四三・八
三一五〇Fb1-2・5E	三二・四	三六・六	四五・六
三三〇〇Fb1-2・6E	三五・四	三八・四	四八・〇

（特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部改正）
 第二条 特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件（平成十三年国土交通省告示第千二十四号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前																
<p>第三 基準強度</p> <p>一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じた、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>表一 (略)</p> <p>表二</p> <table border="1"> <tr> <td>樹種群</td> <td>基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JSIII</td> <td>七・八</td> </tr> <tr> <td>JSA</td> <td>九・〇</td> </tr> <tr> <td>JST</td> <td>六・〇</td> </tr> </table> <p>二〇九 (略)</p>	樹種群	基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)	(略)		JSIII	七・八	JSA	九・〇	JST	六・〇	<p>第三 基準強度</p> <p>一 第一第一号イ(3)に規定する木材のめりこみに対する基準強度F_{cv}は、次に掲げる木材の種類に応じた、それぞれ次に掲げるものとする。</p> <p>イ・ロ (略)</p> <p>表一 (略)</p> <p>表二</p> <table border="1"> <tr> <td>樹種群</td> <td>基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>JSIII</td> <td>七・八</td> </tr> </table> <p>二〇九 (略)</p>	樹種群	基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)	(略)		JSIII	七・八
樹種群	基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)																
(略)																	
JSIII	七・八																
JSA	九・〇																
JST	六・〇																
樹種群	基準強度(単位 一平方メートルつきニュートン)																
(略)																	
JSIII	七・八																

附則
 この告示は、令和八年五月二十九日から施行する。

その他告示

○国土交通省告示第百三十七号
 海上運送法(昭和二十四年法律第百八十七号)第二条第十四項の規定に基づき、指定区間の指定に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。
 令和八年三月三日

国土交通大臣 金子 恭之